

日吉台学区地域功労者表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、日吉台学区において福祉・文化・体育・防犯・防災・環境・青少年育成等の活動において地域振興に多大な功績及び功労のあったものを表彰することを目的とする。

(表彰の名称)

第2条 表彰の名称は「日吉台学区地域功労賞」とする。

(被表彰者の範囲)

第3条 この規程に定めるところにより表彰を受ける者は次のとおりとする。

2. 日吉台学区の福祉・文化・体育・防犯・防災・環境・青少年育成等の活動により地域に貢献された日吉台に居住する者及び、日吉台地域に携わっている団体及び構成員とする。

(表彰受賞者)

第4条 表彰には、日吉台学区自治連合会会長名による表彰状と記念品を贈呈する。
ただし、表彰を受ける者が故人の場合は、その遺族に贈呈する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年学区自治連合会総会前において学区民に広く紹介して行うものとする。ただし、時宜により随時行うことができる。

(被表彰者の選定)

第6条 被表彰者は、各種団体および日吉台地域自治会長により推薦された者の中から、日吉台学区自治連合会役員会において選定する。ただし、継続して3年以上の活動に従事したこと及び上部団体より表彰を受けていない者であることを条件とする。

日吉台学区自治連合会役員会は、被表彰者の選定にあたり、被表彰者選定委員会を設け、その意見を聞くことができる。

附則 この規程は、平成23年4月17日から適用する。

推薦基準 (内規)

1. 推薦基準は、各推薦者(各種団体、自治会)において定める。選定においては推薦者の推薦理由を尊重する。
2. 各種団体、地域自治会からの推薦人数は各1名以内とし、日吉台学区自治連合会役員会(特に必要と認めたときは被表彰者選定委員会)において選定する。毎年の被表彰者は10名以内とする。
3. 推薦の時期は、毎年、12月初旬とする。
4. 推薦者は、日吉台学区自治連合会会長宛に別紙様式により推薦するものとする。推薦書提出期限までに推薦がない場合は、推薦の辞退があったものとする。
5. この規程に定めるもののほか必要な事項は、日吉台学区自治連合会役員会において定める。